

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件
原告 北野進 外124名
被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書(20)

(第21準備書面に関して)

平成26年4月17日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B247	「環境法要件事実研究会 議事要旨」(『環境法の要件事実』1頁以下)	写	伊藤滋夫ほか	H21.3.31	①	【第21準備書面第2第2項(2)】 伊方最高裁判決の判示は、立証責任を転換して被告側に課したものであるとする見解の存在
B248	「大規模危険施設の安全性と司法審査」-伊方・福島第二原発訴訟(法教150号66頁)	写	保木本一郎	H5.3ころ	①	【第21準備書面第2第2項(2)】 同上
B249	「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」(『木川古稀』1頁)	写	竹下守夫	H6ころ	①	【第21準備書面第2第2項(2)】 伊方最高裁判決の判示は、事案解明義務を適用して被告側に主張・立証の義務を課したものであるとする見解の存在

B250	「公害訴訟における個別的因果関係の証明度」(ジュリ 1013号 131頁)	写	加藤新太郎	H4.12 ころ	①	【第 21 準備書面第 4 第 2 項】 証明度軽減が認められるための要件、効果及び証明度軽減が認められた裁判例
B251	「証明度軽減の法理」(『手続裁量論』所収)	写	加藤新太郎	H8.6.30	①	【第 21 準備書面第 4 第 2 項】 同上